

## 第2回清瀬市使用料審議会会議録（要旨）

会 議 名：第2回清瀬市使用料審議会

事 務 局：企画部財政課財政係

開催場所：中清戸地域市民センター2階第1会議室

日 時：平成30年9月26日（水曜日）午後3時～午後5時

出席者：委員9名（町田会長、内野職務代理者、泉委員、竹下委員、永井委員、春日委員、大井委員、菅野委員、上野委員、）  
その他6名（企画部長、財政課長、子育て支援課長、財政課副参事、子育て支援課保育・幼稚園係長他1名）

欠席者：1名

傍聴者数：1名

会議次第

1. 開会

2. 議題

（1）認可保育園等における保育料適正化について

（2）その他

3. 閉会

## 審議経過

### 1. 開会

会長より開会の挨拶

### 2. 議題

議題に入る前に、会長より事前送付された第1回使用料審議会の会議録（要旨）について、質疑等あるか委員の方々に確認。質疑はなく了承。

#### (1) 認可保育園等における保育料適正化について

(事務局)

第1回使用料審議会開催後に委員の方々から頂いたご意見についての市の考え方を説明。

【頂いたご意見と市の考え方の抜粋】（「→」以降は事務局の回答）

○1号認定を国の保育料基準額をベースに検討することで問題ないと思う。

→1号認定については、今まで通り国の基準額表をベースに考えている。

○2、3号認定も国の基準額をベースに考えるべきである。

→今回基準額表を作成する前提の考え方は、国の基準額をベースに年少扶養控除のみなし適用の廃止と他市の保育料との均衡を鑑みて検討する。

○年少扶養控除のみなし適用の廃止について検討してはどうか。

→今回の保育料適正化にあたっては、年少扶養控除等のみなし適用の廃止を考えている。

○年齢区分を0歳児、1～2歳児、3歳児及び4～5歳児に分け、保育料は0歳児を高く順に低くしていくのはいかがか。

→基準額表の改定案では0歳児を追加したパターンも作成していることから、ご検討いただきたい。

○無償化後は3歳児以上が無償になるのに比べ、0～2歳児では市民税均等割のみ課税世帯の低所得者層からも保育料を徴収する。格差が大きい理由をどのように説明するか。

→幼児教育無償化については、ご指摘された一面もあるが、幼児教育無償化は国の施策のため、本市としては無償化ありきではなく、抜本的な基準額表の見直しによって保育料の適正化を図っていきたい。

(事務局)

資料4～10をもとに保育料適正化について説明。

(委員からの質疑・意見)

○少子高齢化という社会的課題の中で保育料を考えるうえで、清瀬市の子育て支援策についてのビジョンを示すべきである。

(会長より) 保育料の適正化は、市の子育て支援策のビジョンから派生したものではないが、保育料の適正化が子育て支援策においてどのような位置づけか一定程度整理する必要がある。

○国の保育料基準額と市の保育料設定額の差額(市の肩代わり分)について、清瀬市は他市と比べてどうなのか。

→一般的に徴収割合に応じて市の財政負担の割合が変わる旨、資料10をもとに説明。(H29の徴収割合は清瀬市:48.6%、26市平均:50.1%)

○保育園運営に係る市の費用負担はどのくらいか。

→概算で園児一人当たりの市の負担額は約100万円

○所得税で基準額表を算定している市もあるが、本市が所得税で算定した場合どうなるのか。

→基準額表の所得については、平成27年度の子ども・子育て制度の改正に伴って、所得税割から市民税所得割に変更したところであり、所得税割については試算はしていない。

○階層数が多い方が保育料の影響は少なくなるという認識でいいのか。

→一般的にはそうなる。

○保育料第2子半額という制度の考え方は。

→第1子の半額ということではなく、第2子の場合、あくまで保育料算定の該当園児の基準額表の半額になるということである。

○年少扶養控除みなし適用を続けると市の負担が増えるという認識でいいのか。

→お見込のとおり。

○0歳児と1～2歳児の費用負担比率はどうなっているのか。

→人件費に影響がでる。一般的に園児に対する保育士の割合は、0歳児は1：3で、1～2歳児は1：6である。

(2) その他

保育料適正化について委員からのご意見を頂きたいため、ご協力を頂きたい旨事務局より説明。

次回の審議会の日程は下記のとおり決定。

- ・第3回：平成30年10月24日（水）午後6時30分～

決定事項

- (1) 第3回使用料審議会開催日程